

仙台市介護保険審議会
地域密着型サービス運営委員会
(第9期計画期間 第5回会議)

日時：令和7年6月26日（木）
午後2時00分～

次 第

1 開 会

2 報 告

- (1) 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について(資料1)
- (2) 指定地域密着型サービスの事業の廃止について(資料2)
- (3) 施設の整備状況について(資料3)(参考資料3-1)

3 議 事

- (1) 指定地域密着型サービス事業者の指定について(資料4)(参考資料4-1)
- (2) 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について(資料5)(参考資料5-1)

4 その他

5 閉 会

資 料

- 資料1 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について
- 資料2 指定地域密着型サービスの事業の廃止について
- 資料3 施設の整備状況について
- 資料3-1 施設整備状況一覧表(令和7年6月1日現在)
- 資料4 指定地域密着型サービス事業者の指定について
- 参考資料4-1 指定地域密着型サービス事業者の指定に係る事業概要
- 資料5 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について
- 資料5-1 指定地域密着型サービス事業所に対する運営指導の実施状況等について

仙台市介護保険審議会 地域密着型サービス運営委員会（第9期計画期間 第5回会議）議事録

日時：令和7年6月26日（木）13:55～14:20

会場：健康福祉局第4会議室

<出席者>

【委員】

石附敬委員長、神山順子委員、草刈拓委員、佐藤清巳委員、菅原富士子委員、渡邊純一委員
以上6名、五十音順

【仙台市職員】

松田介護保険課長、大友介護事業支援課長、及川介護事業支援課居宅サービス指導係長、
水口介護事業支援課施設指導係長

<議事要旨>

1. 開会

議事(1)～(2)について非公開 → 異議なし

2. 報告

- (1) 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について(資料1)
- (2) 指定地域密着型サービスの事業の廃止について(資料2)
- (3) 施設の整備状況について(資料3)(参考資料3-1)

事務局より説明。

石附委員長：ただいまの説明について、質問や意見はあるか。

草刈委員：資料3-1について、令和6年度から令和8年度の3年間の計画ということだが、進捗状況としては、順調なのか。

大友課長：3か年計画の初年度としては概ね順調であると考えている。今後も目標達成に向け、公募等に努めていく。

草刈委員：今回、事前申出がなかったが、飽和状態になっているのか。

大友課長：計画上の目標を満たしていないことから、飽和状態とは言えないと考えている。小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護については、今回建設費補助の無い公募を行っているため、事前申出がなかったと思われる。建設補助

のある公募を8月頃に予定しており、その公募により、整備を進めていきたい。
石附委員長：建設補助のある公募を8月頃に予定しているとのことだったが、事前に周知等
は行っているのか。

大友課長：公募に係る年間スケジュールを仙台市ホームページ上で4月に公開しているため、
事前に情報としては周知されている。

3. 議事

(1) 指定地域密着型サービス事業者の指定について(資料4) (参考資料4-1)

事務局より説明。

石附委員長：ただいまの説明について意見や質問はあるか。

草刈委員：資料4に記載のある認知症対応型共同生活介護について、東日本大震災時に浸水
した区域に該当しているか。

水口係長：浸水区域外となっている。

石附委員長：他に質問がなければ、資料にある事業所を指定してよろしいか。

⇒異議なし。

(2) 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について(資料5) (参考資料5-1)

事務局より説明。

石附委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

佐藤委員：参考資料5-1に記載のある地域密着型通所介護について、現在対応中となってい
るが、現状と見通しはどうなっているか。

及川係長：人員基準欠如減算分の過誤調整金額が少なくない金額であり、具体的なスケジ
ュールは示されていないが、過誤調整に必要な金額を積立てながら、調整している
状況である。

草刈委員：全体を通して、人員配置を満たしていない基準違反が多い印象であるが、恒常的
なものなのか。

及川係長：多かった要因として、勤務体制は整えていたものの、急遽職員が休みになった際
などに、基準を満たすことができない時間が発生したことが挙げられる。同法人
内の別事業所からの応援体制等を構築している事業所もあったが、うまく配置
できなかったために生じたものであり、恒常的なものではない。

石附委員長：他に質問がなければ、資料にある事業所の指定を更新してよろしいか。

⇒異議なし。

4. その他

石附委員長：最後に事務局から連絡事項はあるか。

次回開催について、事務局より説明。

5. 閉会

このページは空白です。

仙台市介護保険審議会
地域密着型サービス運営委員会
(第9期計画期間 第6回会議)

日時：令和7年9月26日（金）
午後2時00分～

次 第

1 開 会

2 報 告

- (1) 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について(資料1)
- (2) 指定地域密着型サービスの事業の廃止について(資料2)
- (3) 指定地域密着型サービスの事業の指定事項の変更について(資料3)
- (4) 施設の整備状況について(資料4)(参考資料4-1)

3 議 事

- (1) 指定地域密着型サービス事業者の指定について(資料5)(参考資料5-1～5-2)
- (2) 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について(資料6)(参考資料6-1)

4 その他

5 閉 会

資 料

- 資料 1 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について
- 資料 2 指定地域密着型サービスの事業の廃止について
- 資料 3 指定地域密着型サービスの事業の指定事項の変更について
- 資料 4 施設の整備状況について
- 資料 4-1 施設整備状況一覧表(令和7年9月1日現在)
- 資料 5 指定地域密着型サービス事業者の指定について
- 参考資料 5-1～5-2 指定地域密着型サービス事業者の指定に係る事業概要
- 資料 6 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について
- 資料 6-1 指定地域密着型サービス事業所に対する運営指導の実施状況等について

仙台市介護保険審議会 地域密着型サービス運営委員会（第9期計画期間 第6回会議）議事録

日時：令和7年9月26日（金）14:00～14:35

会場：健康福祉局第4会議室

<出席者>

【委員】

石附敬委員長、浅倉恵子委員、植野大作委員、佐藤清巳委員、菅原富士子委員、土井勝幸委員、渡邊純一委員 以上7名、五十音順

【仙台市職員】

及川介護事業支援課居宅サービス指導係長、水口介護事業支援課施設指導係長

<議事要旨>

1. 開会

議事(1)～(2)について非公開 → 異議なし

2. 報告

- (1) 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について(資料1)
- (2) 指定地域密着型サービスの事業の廃止について(資料2)
- (3) 指定地域密着型サービスの事業の指定事項の変更について(資料3)
- (4) 施設の整備状況について(資料4)(参考資料4-1)

事務局より説明。

石附委員長：ただいまの説明について、質問や意見はあるか。

土井委員：資料4について、認知症対応型共同生活介護の目標が162人となっているのに対して、現在18人分の整備状況となっているが、目標達成のための方策等は検討しているのか。

水口係長：認知症対応型共同生活については、今年度の公募期間中ということもあり、詳細についてはこの場で報告することは差し控えるが、金融機関からの借り入れを行う際の抵当権設定の要件の緩和や定期借地による土地の確保を認めるなど公募要件の緩和を行い、より多くの事業者に応募していただければと考えている。

植野委員：資料3について、看護小規模多機能型居宅介護の宿泊定員の変更とのことだが、これは以前現地確認をした際に、宿泊室の設備基準を一部満たしていなかった

た事業所のことか。

及川係長 : そのとおりである。指定後に追加の工事を行い、職員も再度現地訪問し、要件を満たしていることは確認した上で、当初の予定であった宿泊定員9名に変更となった。

植野委員 : 資料4について、特養と特定施設の整備目標に対して、現状がある程度乖離していると思われる。次の第10期計画の整備する段階で、今期と比較して検証する必要があるが、待機者数の見込みと現状に齟齬があったのか。そのあたりの見解を伺いたい。

水口係長 : 特別養護老人ホームと特定施設についても、今年度の公募期間中ということもあり、現在の応募状況等については詳細に報告することを差し控える。当方としては、まずは第9期計画期間の整備目標をできるだけ達成することができるように、先ほども申し上げた要件の緩和等に取り組んでいるところである。次期計画の策定については、委員からの意見等も踏まえて、今後検討したいと考えている。

3. 議事

(1) 指定地域密着型サービス事業者の指定について(資料5) (参考資料5-1、5-2)

事務局より説明。

石附委員長 : ただいまの説明について意見や質問はあるか。

土井委員 : 指定とは別の話になり参考までに確認したいのだが、資料5-2に記載のある食費といった自費負担分について、かなり高くなっているという印象を受けた。他の事業所においても、これくらいの金額になりつつある傾向なのか。

及川係長 : 食費に要する費用を上げている事業所は、少なからずある印象である。

植野委員 : 資料5-1の小規模多機能型居宅介護と5-2の看護小規模多機能型居宅介護について、日中時間帯の常勤換算数に大きな違いが見られるが、一方は既存の利用者を引き継ぎ、もう一方は完全に一から利用者を獲得する必要があるため、職員の配置に差があるという認識でよいか。

及川係長 : そのとおりである。今回新たに看護小規模多機能型居宅介護事業所として指定をする事業所は小規模多機能型居宅介護事業所からの転換であり、利用者や従業者も引き継ぐことから、それに応じた配置となっている。一方の小規模多機能型居宅介護事業所は、推定人数に合わせた職員配置となっているため、その違いはあるかと思われる。

石附委員長 : 参考までに伺いたいが、資料5の居宅サービスから地域密着型サービスへの移行とあるが、何かメリットなどはあるのか。

及川係長 : こちらは、隣接する通所介護事業所のサテライト事業所として運営されていた事業所が、地域密着型通所介護事業所へ移行するものになる。現状の運営では職員の負担も大きい中で、新たな職員の採用の目途が立ったことから、今回の

指定に至った。それぞれ独立した事業所となることで、以前より職員を多く配置する必要がある点については負担が増加していると思われる。地域密着型通所介護の方が通所介護よりも介護報酬がやや高いことがメリットとして挙げられる。

石附委員長：他に質問がなければ、資料にある事業所を指定してよろしいか。

⇒異議なし。

(2) 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について(資料6)(参考資料6-1)事務局より説明。

石附委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

植野委員：参考資料6-1に記載のある地域密着型通所介護について、過去に同法人の事業所で、同様の人員基準に関する指摘を受けていたと記憶しているが、その状況はどのようになっているのか。

事務局：過去に指摘した内容は、勤務表を作成していなかったという内容である。今回の指摘内容は勤務実績を確認した中で、配置時間を満たしていない日が見受けられたことから指摘しており、性質としては異なったものとなっている。

植野委員：勤務実績を確認する中で、どのくらいの期間を満たしていなかったのか。

及川係長：運営指導の中では、令和6年7月に1日、同年9月に2日間、人員基準を満たしていない日が確認された。事業所からの報告として令和6年12月の勤務表及び勤務実績を受領し、改善していることは確認しているところである。また、事業所側の対策として、介護職員を常時2名以上配置する体制を整えることを確認している。

石附委員長：参考資料6-1に記載のある地域密着型通所介護について、居宅サービス計画が適切に保管されていなかったとあるが、具体的にはどのような状況だったのか。

及川係長：運営指導として訪問した際に、居宅サービス計画等が保管されていることを確認できなかった状況であり、不適切ということで指導を行った。

石附委員長：保管状況を確認することができなかったということは、計画を作成していなかった可能性もあることか。

事務局：通常の運営指導であれば、利用者ごとに書類がまとまったファイルを参考にしながら、必要な基準を満たしているかどうか確認を行っている。当該事業所においても同様に、利用者個人のファイルを拝見したところ、必要な情報を確認することができなかった状況であった。また、事務室内が非常に乱雑な状態であり、他の提示を依頼した書類の用意も遅く、時間が差し迫る中で、当日中にどこに何があるかを確認するに至らなかったことから、このような指摘をしたところである。

石附委員長：ケアプランに基づき計画を作成し、サービス提供することが重要なので、改善

されたとしても指導のための書類を作成しているということだと、かなりの問題なのではないかと思われる。

及川係長：運営指導においても、居宅介護支援事業所から提供されたケアプランに基づいて、各事業所において計画を作成しているか確認しているところではあるが、今回の意見も踏まえながら、改めて運営指導の中で確認していく。

土井委員：石附委員長の話にも関連するが、運営指導はオンラインで実施することも認められているが、事業所を訪問することで得られる情報は重要であると思う。今後も可能な限り、実地という形で実施いただければと思う。

石附委員長：他に質問がなければ、資料にある事業所の指定を更新してよろしいか。

⇒異議なし。

石附委員長：本日予定となっていた議題は以上だが、その他質問や意見はあるか。

土井委員：資料4に戻るが、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の整備目標である11事業所のうち4事業所の整備状況となっている。仙台市においては、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護のサテライトについて、隣接地域が未整備である場合を除いて原則認めていないという状況であり、未整備地域を優先的に整備するという方針は理解できるが、例えば既に指定している看護小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所を整備地域でもニーズの高い地域に展開することで、看護小規模多機能型居宅介護に対するニーズが地域に受け入れられれば、他の地域での実施にもつながる可能性があると考えている。サテライト整備に対する見解について伺いたい。

及川係長：現状サテライト事業所の募集については、事業所のある地域に隣接する未整備地域という条件で募集している。看護小規模多機能型居宅介護では、仙台市内の64の日常生活圏域のうち三分の一程度が整備されている状況である。まずは未整備地域を埋めていきたい、身近な地域に事業所を整備したいと考えているが、今後の看護小規模多機能型居宅介護の整備状況や事業所の意見を伺いながら、サテライトに関して公募や随時募集のあり方について検討していきたい。

4. その他

石附委員長：最後に事務局から連絡事項はあるか。

次回開催について、事務局より説明。

5. 閉会

仙台市介護保険審議会
地域密着型サービス運営委員会
(第9期計画期間 第7回会議)

日時：令和8年1月8日（木）
午後2時00分～

次 第

1 開 会

2 報 告

- (1) 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について(資料1)
- (2) 指定地域密着型サービスの事業の廃止について(資料2)
- (3) 指定地域密着型サービスの事業の指定事項の変更について(資料3)
- (4) 施設の整備状況について(資料4)(参考資料4-1)

3 議 事

- (1) 指定地域密着型サービス事業者の指定について(資料5)(参考資料5-1, 5-2)
- (2) 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について(資料6)(参考資料6-1)
- (3) 認知症対応型共同生活介護整備事業の応募状況及び選定について(資料7)(参考資料7-1, 7-2)
- (4) 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助あり)整備事業の応募状況及び選定について(資料8)(参考資料8-1, 8-2)

4 その他

5 閉 会

資 料

- 資料 1 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし), 看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし), 認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について
- 資料 2 指定地域密着型サービスの事業の廃止について
- 資料 3 指定地域密着型サービスの事業の指定事項の変更について
- 資料 4 施設の整備状況について
- 資料 4-1 施設整備状況一覧表(令和 8 年 1 月 1 日現在)
- 資料 5 指定地域密着型サービス事業者の指定について
- 参考資料 5-1 指定地域密着型サービス事業者の指定に係る事業概要
5-2
- 資料 6 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について
- 資料 6-1 指定地域密着型サービス事業所に対する運営指導の実施状況等について
- 資料 7 認知症対応型共同生活介護整備事業の応募状況及び選定について
- 参考資料 7-1 資料 7 に係る地域密着型サービス事業計画
7-2
- 資料 8 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助あり)整備事業の応募状況及び選定について
- 参考資料 8-1 資料 8 に係る地域密着型サービス事業計画
8-2

仙台市介護保険審議会

地域密着型サービス運営委員会（第9期計画期間 第7回会議）議事録

日時：令和8年1月8日（木）14:00～14:55

会場：健康福祉局第4会議室

<出席者>

【委員】

石附敬委員長、浅倉恵子委員、植野大作委員、神山順子委員、草刈拓委員、佐藤清巳委員、菅原富士子委員、渡邊純一委員 以上8名、五十音順

【仙台市職員】

松田介護保険課長、大友介護事業支援課長、及川介護事業支援課居宅サービス指導係長、水口介護事業支援課施設指導係長

<議事要旨>

1. 開会

議事(1)～(4)について非公開 → 異議なし

2. 報告

- (1) 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について(資料1)
- (2) 指定地域密着型サービスの事業の廃止について(資料2)
- (3) 指定地域密着型サービスの事業の指定事項の変更について(資料3)
- (4) 施設の整備状況について(資料4)(参考資料4-1)

事務局より説明。

石附委員長：ただいまの説明について、質問や意見はあるか。

草刈委員：資料2について、整備計画で地域密着型通所介護の計画定員数の記載がないが、(1)の廃止理由のところで利用者減少に伴いとあるのは、事業所が飽和状態になったということなのか。

大友課長：地域密着型通所介護の計画定員数を記載していないことについては、第9期介護保険事業計画の中で地域密着型通所介護の整備目標数を定めていないことから計画定員数を記載していない。また、ご質問いただいた事業所については、コロナ禍以降、事業所自体の利用者数が減少し、物価及び人件費の高騰により運営が困難になったと確認している。利用者の処遇については、他の通所介護事業所への移行となっている。

- 植野委員 : 資料4について、広域型の特別養護老人ホームに10や20という数字があるが、これは既存の特別養護老人ホームのショートステイの転換ということでしょうか。また、特定施設入居者生活介護について、合計数が228人となっているが、新規開設が盛んなのかどうか確認したい。
- 大友課長 : 1点目については、委員指摘のとおりで、ショートステイからの転換ということで60人分を選定し、計上している。2点目の特定施設入居者生活介護については、応募が多い状況にある。内容としては新設のものもあるが、既存の住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅からの転換の要望も多く、毎年かなりの応募がある状況である。
- 植野委員 : ちなみに、この228人のうち、転換ではなく新設で建築するものはどの程度か。
- 水口係長 : 132人分となる。
- 植野委員 : 民間は新設でも整備が進んでいるのは分かったが、社会福祉法人の特別養護老人ホームの整備が中々進んでいない状況を何とかしたい。
- 大友課長 : 特別養護老人ホームの整備が進んでいないことについては、当方も課題として認識している。建築費の高騰などが要因という事業者からの意見もあり、補助単価の見直しなども検討している。

3. 議事

- (1) 指定地域密着型サービス事業者の指定について(資料5)(参考資料5-1、5-2)事務局より説明。
- 石附委員長 : ただいまの説明について、質問や意見はあるか。
- 植野委員 : 参考資料5-2について、立ち上げで介護職員が常勤で4名となっているが、開設当初から利用者がいるという想定なのか。
- 及川係長 : 当方としてはそこまで確認していない。
- 大友課長 : 運営法人については、以前別法人で通所介護事業所を運営していたという経過があり、今回独立という形になったため、前法人から介護職員が移った可能性もある。
- 事務局 : 補足になるが、介護職員4名のうち専従となるのは2名であり、残りの2名は生活相談員との兼務になる。
- 草刈委員 : 今回新たに指定する2事業所は近接しており、この地域に地域密着型通所介護事業所が5事業所あるということになるが、それほど需要がある地域なのか。
- 大友課長 : 地域密着型通所介護については、他の地域密着型サービスとは異なり、応募地域の制限はかけていないため、事業所数が多くなるということは他の地区でも見られる。どの地域を選択するかは、事業者側の判断になると認識している。一つの中学校区だけでなく、近隣の中学校区の状況も判断するうえでの観点になると思われる。

石附委員長：他に質問がなければ、資料にある事業所を指定してよろしいか。

⇒異議なし。

(2) 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について（資料6）（参考資料6-1）事務局より説明。

石附委員長：ただいまの説明について、質問や意見はあるか。

植野委員：参考資料6-1について、地域密着型通所介護2事業所に対して過誤調整を指示しているが、金額としてはどの程度になるのか。

事務局：1事業所については約100万円、もう1事業所については約9万円となっている。

植野委員：過誤調整額が約100万円の事業所について、一般的に、運営指導が入らなければ気付かなかったようなレベルの内容なのか。

及川係長：今回指摘した2時間以上3時間未満の地域密着型通所介護は、利用者の状態により長時間の利用が困難な場合に算定できる特例の区分となっており、利用時間が2時間未満の利用者に対して当該区分を算定していたことから過誤調整を指示した。

石附委員長：利用時間が2時間未満となる場合には、どのような扱いとなるのか。

及川係長：利用時間が2時間未満となる場合、報酬を算定することはできない。

浅倉委員：参考資料6-1について、小規模多機能型居宅介護事業所の指摘事項は基本的な内容かと思うが、運営指導等で入らなければ事業所の状況を把握できないものなのか。

及川係長：指摘したような運営基準は満たすべき基準であり、本来は自己点検等を行いながら確認してもらいたい内容である。また、年1回の集団指導で、運営指導で確認された指摘事例を周知しているが、それでも満たされていない内容については、運営指導で適切に伝えていく。

石附委員長：同じく参考資料6-1の小規模多機能型居宅介護事業所について、1名の小規模多機能型居宅介護計画が作成されていなかったとのことだが、どのような状況だったのか。

及川係長：事業所の確認不足であり、小規模多機能型居宅介護計画をデータで作成はしていたが、利用者等からの同意を得ていなかった事例となっている。

石附委員長：形式的に計画だけあり、計画に基づくサービス提供をしていないというわけではないということか。

及川係長：計画を作成し、それに従ったサービスを提供していたが、利用者1名について、計画の同意を得ていなかったところになる。

石附委員長：他に質問がなければ、資料にある事業所の指定を更新してよろしいか。

⇒異議なし。

(3) 認知症対応型共同生活介護整備事業の応募状況及び選定について（資料7）（参考資料7-1, 7-2）

事務局より説明。

石附委員長：ただいまの説明について、質問や意見はあるか。

植野委員：参考資料7-1について、「職員育成、離職防止の取り組み」の中に、昨年度の離職率が法人全体で20%、介護保険事業で24.2%となっている。自身が認識している限りでは、介護業界全体の離職率が12.4%であり、他に応募した事業者もそれくらいの数値になっているのに対して、約2倍の数字となっている点が気になった。また、参考資料8-2について、直近3年の収支増減がマイナスになっている点が気になった。

大友課長：1点目については、離職率の状況も含めて、委員の方に審査していただくことになる。2点目の財務資料については、議事事項(4)の内容になるが、当方だけでなく、公認会計士に審査いただきながら判断するものになる。直近の収支差額が増えてはいるが、施設整備が続いたことが影響しているものと思われる。

浅倉委員：新規で立ち上げる場合、人材確保が大変というのを耳にするが、仙台市としての具体的な対応は何かあるのか。

松田課長：事業所からも人材の確保が難しいと聞いており、職員の資格取得や合同企業説明会に参加した際の費用助成などの経済的支援を行っている。また、実証事業としてスケッターを活用した潜在的な介護人材の掘り起こし、事業所の管理者向けのセミナーの実施など、人材確保や定着に向けた支援を行っている。

石附委員長：参考資料7-2について、「介護人材の確保」の中に管理者、計画作成担当者、介護職員を採用するとあり、一から作り上げる印象を受けたが、ノウハウの継承などに問題はないのか気になった。

水口係長：こちらについては、別の事業を行っているところを転換してグループホームにするという計画であり、応募事業者には介護事業のノウハウはあると思われる。グループホームの管理者については、必要な研修を修了している必要があるなど資格要件があり、そういった観点から、有資格者を社員に採用するという認識でいた。

(4) 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護（建設費補助あり）整備事業の応募状況及び選定について（資料8）（参考資料8-1, 8-2）

事務局より説明。

石附委員長：ただいまの説明について、質問や意見はあるか。

草刈委員：小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護において、後方支援となる医療機関について、何か決まりはあるのか。

- 事務局：特にない。
- 草刈委員：利用者個々については主治医がバックアップすると思うが、施設全体の管理に
関しての医療機関の指定はないということによいか。
- 事務局：募集に当たって医療機関の指定はしていないが、運営基準上、協力医療機関は
必須となるため、事業所として適切に対応してもらう必要がある。
- 草刈委員：議事(3)とも重なり議題からも外れるが、海外の技能実習生の受け入れや外国
人労働者の採用に関する仙台市としての支援事業などはあるのか。
- 松田課長：受け入れに対する補助を行っている。
- 草刈委員：そういったことに対する紹介など、市として取り組んでいることはあるか。
- 松田課長：介護事業者に対し、外国人の採用に当たり、どのような点を重視しているかア
ンケートを行ったところ、日本語能力だけでなく、文化や生活習慣が近いこと
を重視しているという声があり、昨年11月にタイの人材送り出し機関と協力の
覚書を締結した。また、日本語研修のセミナーや外国人材同士の交流会をと
おして、安心して働くことができるようにサポートを行っている。
- 草刈委員：自身が知っている範囲では、介護技能実習生や特定技能実習生の採用を、民間
の法人が直接訪問して交渉する形をとっていた。人が足りないという状態を
抱えた際に、国や県の事業はハードルが高いという印象があったので、地域に
密着した人材確保の方法があればと考えていた。
- 松田課長：先ほど申し上げたタイの人材送り出し機関との協定に基づいて、来年度以降、
これまで外国人材を採用してこなかった事業者が、採用経験がなくてもでき
るような取り組みを検討している。
- 石附委員長：参考資料8-1及び8-2の中に、「既存施設での身体拘束の実施事例の有無」
を記載する箇所にとあるが、これはいつ実施したものを指しているのか。ま
た、どういう状況で拘束が行われたのか。
- 大友課長：身体拘束をいつ実施したかというところまでは確認していない。有とした場合
に、どのような対応をとったのかということ的自由記述で記載してもらって
いる。これらを踏まえて、審査を進めていくことになる。
- 石附委員長：緊急やむを得ないものではない身体拘束を実施したのであれば問題だが、ここ
に有としたことで、事業者の評価が下がるものなのか気になった。
- 大友課長：有としたからといって審査における点数が下がるわけではなく、どのように取
り組んでいるのかというところを評価していただくものと認識している。

4. その他

- 石附委員長：最後に事務局から連絡事項はあるか。
次回開催について、事務局より説明。

5. 閉会